

石巻市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年3月28日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象部課等 総務部 秘書広報課、総務課、行政経営課、財政課、人事課、管財課、市民税課、資産税課、納税課、危機対策課、震災伝承推進室
公平委員会
固定資産評価審査委員会
- 2 監査期間 令和6年1月19日から同年3月28日まで
- 3 監査対象範囲 前回監査終了時から令和5年12月までに執行された一般事務及び財務に関する事務の執行
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 一般事務及び財務に関する事務について、処理状況を試査したところ、結果は次のとおりです。
 - (1) 勧告事項 ー
 - (2) 指摘事項 ー
 - (3) 指導事項 担当部署に対し別途指導済み
 - (4) 注意事項 担当部署に対し別途注意済み